

様式第3号の2 (第12条の2の2関係)

1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
労働者派遣事業	エムシーパートナーズ株式会社 瀬戸内オフィス	岡山県倉敷市潮通3丁目4番地 (086-457-2116)		125人
業務の種類	該当労働者数 (満18歳未満の者)	変形期間 (起算日)	変形期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	協定の有効期間
事務業務、防災業務	1人	1カ月 (毎月1日)	別紙カレンダー通り	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	15時間 40分 ( 時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	47時間 0分 ( 時間 分)	

協定の成立年月日 2025年 3月 5日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 派遣スタッフ  
氏名 井上 知美

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ( 投票による選挙 )

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。  (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

2025年 3月 5日

使用者 職名 チーフ  
氏名 吉田 琴己

倉敷 労働基準監督署長殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「変形期間」の欄には、当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。



24 時間 1 交替勤務就業時間区分（警備防災）

勤務	始業時刻	終業時刻	就業時間	休憩時間	仮眠時間	実働時間
交替	7 時 55 分	翌 8 時 00 分	24 時間 5 分	3 時間 15 分	5 時間 10 分	15 時 40 分
昼勤	8 時 30 分	17 時 20 分	8 時間 50 分	1 時間	—	7 時間 50 分

変形労働時間の起算日：毎月 1 日、期間：1 カ月

転換方法：勤務、非番、公休日を 1 サイクルとする。

公休日：3 日に 1 日の割合の日数

